

耐用年数表

1. 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数	種類	構造又は用途	細目	耐用年数	種類	構造又は用途	細目	耐用年数					
建築物 附属設備（家屋で課税される部分を除く）	電気設備（照明設備を含む）	蓄電池電源設備	6	構築物	構	すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊具用のもの その他のもの その他のもの 主として木造のもの その他のもの	10 15 15 30	船舶	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト		8					
		その他のもの	15													
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15				築			工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	7 20	その他のもの 鋼 船	しゅんせつ船及び砂利採取船 発電船及びとう載漁船	7 8		
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの） その他のもの								13 15		木 船	とう載漁船 しゅんせつ船及び砂利採取船 動力漁船及びひき船	4 5 6	
	昇降機設備	エレベーター エスカレーター	17 15		舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	15 10 3		その他のもの	モーターボート及びとう載漁船 その他のもの	12 4 5 6 7 8 4 5					
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備				8	船舶法（明治32年法律第46号）第4条から第19条までの適用を受ける鋼船					漁 船	総トン数が500トン以上のもの 総トン数が500トン未満のもの	12 9	車両及び運搬具	自転車 フォークリフト トロッキ 金属製のもの その他のもの
	エアーカーテン又はドアー自動開閉設備				12	油そう船			総トン数が2,000トン以上のもの	13	薬品そう船		総トン数が2,000トン以上のもの 総トン数が2,000トン未満のもの しゅんせつ船及び砂利採取船	10 15 10		工 具
		アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの		15 8		薬品そう船		カーフェリー その他のもの	11 14		その他のもの	総トン数が2,000トン以上のもの 総トン数が2,000トン未満のもの しゅんせつ船及び砂利採取船	10 15 10		
	店用簡易設備				3	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船					漁 船					
		可動間仕切り	簡易なもの その他のもの		3 15		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）					薬品そう船			切削工具	
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		主として金属製のもの その他のもの	18 10	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック船					その他のもの				金属製柱及びカッペ		
		電気通信事業用のもの	通信ケーブル 光ファイバー製のもの その他のもの 地中電線路 その他の線路設備	10 13 27 21		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船					漁 船				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属
	放送用又は無線通信用のもの		鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	30 40 42 10 10 10	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船					薬品そう船				前掲のもの以外のもの		白金ノズル その他のもの
		広告用のもの	金属造のもの その他のもの	20 10		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船					その他のもの				前掲の区分によらないもの	白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの
	競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船					その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属
		競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船					その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属
	競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船					その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属		2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場用地又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
競技場用運動場用地又は学校用のもの		スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの	45 30 10 15 30 30	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船				その他のもの				器具		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限り） 自製活字及び活字に常用される金属	2 2 8	
	競技場用運動場															

種類	構造又は用途	細目	耐用年数	種類	構造又は用途	細目	耐用年数	種類	構造又は用途	細目	耐用年数
器具及び備品	1. 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	事務機、事務用及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8	器具		インターホーン及び放送用設備	6	器具		その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析機 その他のもの	4 6
		応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8			電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	6 10			その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5
器具及び備品		ベッド	8	器具	3. 時計試験機器及び測定機器	時計	10	器具	9. 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8
		児童用机及びいす	5			度量衡器	5			パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する遊戯用具及び射的用具	2
器具及び備品		陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8	器具		試験又は測定機器	5	器具		ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊技具	5
		その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 15 8		4. 光学機器及び写真製作機器	オペラグラス	2			スポーツ具	3
器具及び備品		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー、その他の音響機器	5	器具		カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5			劇場用観客いす	3
		冷房用又は暖房用機器	6	器具	5. 看板及び広告器具	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、その他の機器	8	器具		どんちょう及び幕	5
器具及び備品		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6	器具		看板、ネオンサイン及び気球	3	器具		衣しょう、かつら、小道具及び大道具	2
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	4	器具		マネキン人形及び模型	2	器具		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5
器具及び備品		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前、その他これらに類する繊維製品	3	器具	6. 容器及び金庫	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5	器具		11. 前掲のもの以外のもの	
		じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの その他のもの	3 6	器具		ポンペ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの	6 8 10	器具		映画フィルム、（スライドを含む）磁気テープ及びレコード	2
器具及び備品		室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8	器具		ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが6メートル以上のものに限る） その他のもの 金属製のもの その他のもの	7 3 2	器具		シート及びロープ	2
		食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	2 5	器具		金庫 手さげ金庫 その他のもの	5 20	器具		漁具	3
器具及び備品		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8	器具		7. 理容又は美容機器	5	器具		葬儀用具	3
		2. 事務機器及び通信機器		器具		消毒殺菌用機器	4	器具		楽 器	5
器具及び備品		謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5	器具		手術機器	5	器具		自動販売機（手動のものを含む）	5
		電子計算機 パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く） その他のもの	4 5	器具		血液透析又は血しょう交換用機器	7	器具		焼却炉	5
器具及び備品		複写機、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5	器具		ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6	器具		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5
		その他の事務機器	5	器具		調剤機器	6	器具		12. 前掲する資産のうち当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
器具及び備品		テレタイプライター及びファクシミリ	5	器具		歯科診療用ユニット	7	器具		主として金属製のもの その他のもの	15 8
				器具		光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8	器具			